

地区連合町内会長 各位

自治会町内会長 各位

港北区長

令和7年度改選 委嘱委員等の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員及び連絡員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ 推進委員	環境事業 推進委員	保健活動 推進員	明るい選挙 推進員	家庭防災員 地区連絡員・連絡員
任期	2年（令和7年4月1日から令和9年3月31日）				1年（令和7年4月1日 から令和8年3月31日）
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数） <u>（今回から推薦人数の考え方が変わりました）</u>	原則自治会町内会で1名 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）	各自治会町内会で1名以上を基本とし、現在の人数を目安に選出してください	地区連合町内会から地区代表（推進委員）1名、自治会町内会から推進員原則1名以上	各連合町内会から地区連絡員1名、自治会町内会から連絡員1名 （推薦はいずれも任意です。）
提出期限	令和7年2月21日（金）				令和7年3月28日（金）
提出先・ 問い合わせ先	各委員については、各委員所管課にお問い合わせください。				
	地域振興課 生涯学習支援係 電話 540-2238	資源循環局 港北事務所 電話 541-1220	福祉保健課 健康づくり係 電話 540-2362	総務課 統計選挙係 電話 540-2213	港北消防署 予防係 電話 546-0119
詳細資料	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5
その他	任期途中の委員及び連絡員の交代については、各委員所管課（上記 問い合わせ先）にご連絡ください。				

資料1_スポーツ推進委員

令和6年11月20日

(自治会町内会会長) 様

横浜市 港北区長

第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第34期スポーツ推進委員の任期が、令和7年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第35期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限
令和7年2月14日（金）
- 3 提出先
各地区連合町内会長
- 4 送付書類
 - (1) 第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
 - (2) スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
 - (3) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
 - (4) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (5) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

担当：港北区地域振興課 生涯学習支援係
渡邊 信彦

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1

TEL：045-540-2239：FAX 045-540-2245

E-mail：ko-sports@city.yokohama.lg.jp

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、地域の実情に応じた人数を推薦してください。

ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等にご相談ください。）

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

裏面あり

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年2月14日（金）
- (2) 提出先 **各地区連合町内会長**

9 配布資料

- (1) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- (2) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
- (3) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (4) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

担当： そがめ ほそぎ 十亀、細木

電話：671-3287

【参考】前回推薦時との変更点：4 推薦方法及び人員

新旧対照表

【旧】第34期（令和4年11月依頼）	【新】第35期（令和6年11月依頼）
自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から1名を推薦してください。 ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。 （人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）	自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、 <u>地域の実情に応じた人数を推薦してください。</u> ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。 <u>（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）</u> また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒 区	(自宅)	
	(携帯)	
Eメール※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことが
できます！

地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）
日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。
今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。

令和6年11月20日

連合町内会長 各位

横浜市 港北区長

第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第34期スポーツ推進委員の任期が、令和7年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第35期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

- (1) スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

※ 各地区の候補者全員分を取りまとめて地域振興課まで御提出ください。

- (2) 第35期スポーツ推進委員連絡協議会 役員選任報告書

※ 各地区のスポーツ推進委員の会長と協議の上、決めてください。

2 提出期限

令和7年2月21日（金）

3 提出先

地域振興課生涯学習支援係（担当：渡邊 信彦）

※ 直接お持ちいただいても問題ございません。

4 送付書類

- (1) 第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

- (2) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

- (3) 第35期スポーツ推進委員連絡協議会 役員選任報告書

- (4) 横浜市スポーツ推進委員チラシ

- (5) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

- (6) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

- (7) 第35期地区別推薦予定委員数一覧

担当：港北区地域振興課 生涯学習支援係
渡邊 信彦

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1

TEL：045-540-2239：FAX 045-540-2245

E-mail：ko-sports@city.yokohama.lg.jp

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、地域の実情に応じた人数を推薦してください。

ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等にご相談ください。）

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

裏面あり

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年2月14日（金）
- (2) 提出先 **各地区連合町内会長**

9 配布資料

- (1) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- (2) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
- (3) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (4) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

担当： そがめ ほそぎ 十亀、細木

電話：671-3287

【参考】 前回推薦時との変更点：4 推薦方法及び人員

新旧対照表

【旧】 第34期（令和4年11月依頼）	【新】 第35期（令和6年11月依頼）
自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から1名を推薦してください。 ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。 （人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）	自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、 <u>地域の実情に応じた人数を推薦してください。</u> ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。 <u>（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）</u> また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒 区	(自宅)	
	(携帯)	
Eメール※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

_____地区

第35期スポーツ推進委員連絡協議会 役員選任報告書

標記について、次のとおり決定しましたので、報告します。

役職名	氏名
会長	
副会長	
会計	
書記	

※なお、上記役員選出は第35期スポーツ推進委員として委嘱されることを停止条件とする案件です。委員の委嘱がなされないときは、報告書として成立しません。

【参考：横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）】

(地区協議会)

第6条 市長が別に定める区域の委員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区スポーツ推進委員連絡協議会(以下「地区協議会」という。)を置く。

2 地区協議会は、前項の区域内の委員をもって組織する。

3 地区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。

4 前項の会長は、地区協議会の会議を主宰する。

(平23規則74・一部改正)



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことが
できます！

地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）
日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。
今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。

第35期スポーツ推進委員 各地区推薦予定数一覧

団体名	委員数(人)
日吉	20
綱島	16
大曽根	13
樽町	10
菊名	9
師岡	7
大倉山	13
篠原	16
城郷	15
新羽	10
新吉田	12
新吉田あすなろ	8
高田	9
合計	158

※令和6年4月1日現在。

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和 7・8 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域において御活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年間）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
- (2) 地域イベント等での 3 R 行動の啓発
- (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 2 の活動に関心のある方

4 推薦人数

貴自治会・町内会から原則 1 名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、御推薦の際は、御本人への確認をお願いいたします。（再任可）

5 推薦書の提出期限

令和 7 年 2 月 21 日（金）まで

6 提出先

資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

7 今後のスケジュール

令和 7 年 4 月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。

推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

8 添付資料

- (1) 推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
- (2) 環境事業推進委員の御案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局港北事務所
〒222-0032 港北区大豆戸町 1238、電話 541-1220
担当：横浜市 資源循環局 街の美化推進課
鈴木、石田 電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」を御記入ください。
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：
受付者：_____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員

は

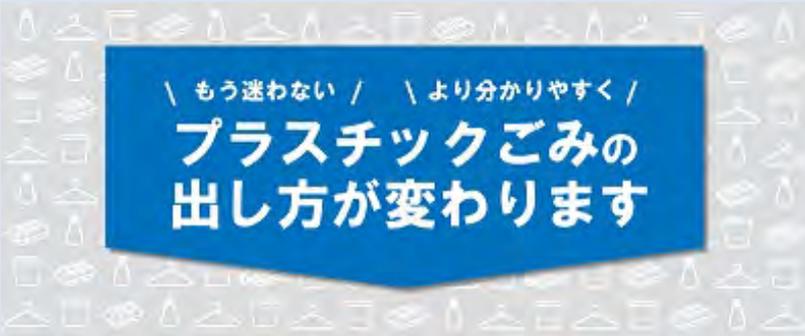
グリーン

リーダー

「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

活動の手引き



○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

研修会



○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索



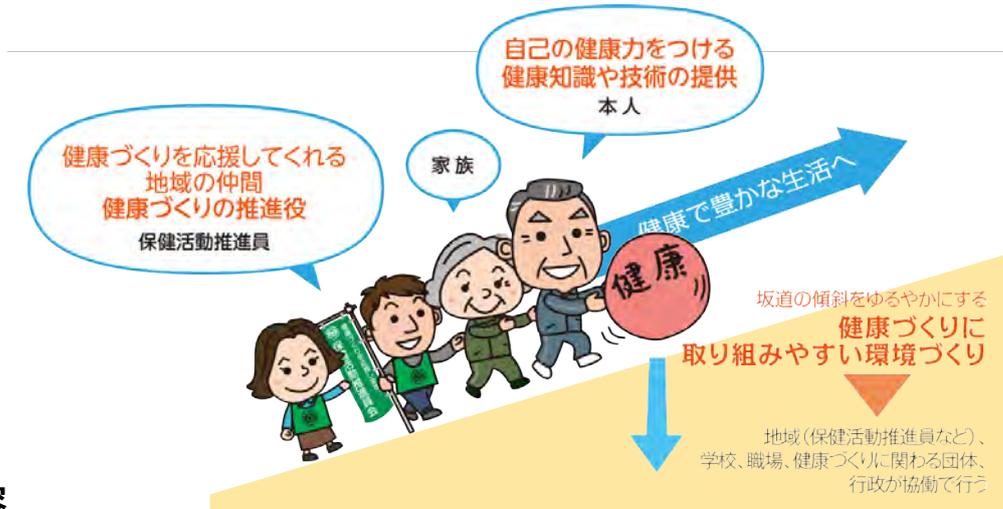
GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約 3,700 人の保健活動推進員が活躍中です。



活動内容

- (1) 健康づくり活動の企画・実践
 - 【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙や、健（検）診受診のすすめなどの啓発活動
 - (2) 区役所等の健康づくり事業への協力
 - (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開
 - 【活動例】介護予防体操サロンの開催、保健活動推進員によるミニデイサービスの実施、赤ちゃん教室の開催
- 各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。ぜひ、ご覧ください。

〇〇区 保健活動推進員 検索

任期等

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※ただし、再任を妨げません。

推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則 78 歳未満の方



活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

ホカツ”って何？ ～ 区会長

将来の保健活動推進員の皆様に向けて

「ホカツ(保活)って聞いたことあるけど、実際はどんな活動をしているの？」
「忙しくてちゃんと活動できないかも？」
「一度なるとやめられないのでは？」 「楽しい？」

などの疑問に答えるため、
長年、保健活動推進員として活動を続け、表彰された現区会長3名の方に率直な思いを聞いてみました。

▶ 今回インタビューにお答えいただいたのは・・・

旭区 齊藤 由紀子 会長
(令和4年度公衆衛生事業功労者に対する
厚生労働大臣表彰受賞)

南区 中村 雅一 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

都筑区 大野 和子 会長
(令和5年度横浜市社会福祉・
保健医療功労者市長表彰受賞)

Q. 活動の回数やスケジュールなど実際の活動内容は？

年間スケジュール ～旭区の場合～ 一般の保健活動推進員の年間の活動スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委嘱式 (隔年)	会計 説明会	ウォーキング イベント		健康機器の 使い方研修		健康 フェア	区全体 研修会		次年度計画 打合せ		次年度 計画の 最終確認
	区永年勤続 表彰式			がん啓発 キャンペーン						活動報告書 等作成	
地区 定例会	禁煙キャン ペーン		地区 定例会	地区 定例会				地区 定例会		地区 定例会	

活動例その1 地区定例会 ～南区～

区内のコミュニティハウスや自治会館等
をお借りし、地区定例会を開催しています。
議題は、区全体会議の議題共有やイベント
(健康測定会やウォーキングなど)の開催に
向けた打合せ、イベント開催後の振り返り
などです。

会議時間は1時間程度ですが、顔を合わ
せて話し合いができるので、
チーム力が高まり一体感が
生まれていると思います。



活動例その2 区民まつり ～都筑区～

	午前グループ	午後グループ
9:00	タイムスケジュール・役割確認 準備・設営	当日は午前グループと 午後グループの2チーム に分かれて活動します。
10:00	イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)	
11:00		
12:00	引継ぎ・振り返り・解散	引継ぎ・ タイムスケジュール・役割確認
13:00		イベント活動 (区民まつりで 健康チェックを実施)
14:00		
15:00		撤収作業・振り返り・解散
16:00		



Q. 活動を行うにあたって工夫していることは何ですか。



齊藤会長(旭区)

年間の活動について予め担当者を決めておくことで、保健活動推進員一人一人の**活動回数が偏らない**ように工夫しています。また、お仕事されている方も無理なく活動できるようになっています。

地域で開催する講座やイベントは、保健活動推進員や地域の方が**興味関心**を持っていることをテーマに企画しています。そのため、参加者からは好評を得ています。

保健活動推進員の活動を負担に感じず、楽しみながら活動していきたいと思っています。

ウォーキングなどの活動は、メンバーのみんなができる範囲で協力し、活動に興味を持って楽しく参加をしていただくようにしています。

仕事や介護等で日中時間を取りづらい方には、買い出しや設営等**できる範囲での活動**を呼びかけて、無理せず楽しく活動できるように心がけています。



中村会長(南区)



大野会長(都筑区)

「可能な範囲での活動でいいですよ」という声掛けを必ずしています。負担にならないように、皆さんが**心軽やかに**活動できるよう心がけています。また、**あいさつ**を積極的に行い、参加しやすい雰囲気づくりを大切にしています。

地区定例会等に参加できない人には資料と一緒に体調を気遣うメモを添えるようにして、コミュニケーションをとっています。

Q. 将来の保健活動推進員へメッセージをお願いします!



齊藤会長(旭区)

保健活動推進員になって自分の健康のために勉強できる機会が増え、**お得感**を感じています。また、区役所からその時々健康情報をいただけることで、自分の家族、身近な知人等の健康づくりに役立てることもできます。

このように、学び得た健康情報を口コミで発信し続けることで、地域の皆さんの健康づくりにつながっていると感じています。これからも、旭区保健活動推進員の皆さんと「**身近な健康情報発信役**」として活動していきたいです。

保健活動推進員の活動を通じて、様々な地域活動に参加する機会に恵まれ、**自分の住んでいる地域への愛着**が深まり、身近なところに**仲間**が増えました。

これから長く住む地域とのつながりを大事にし、自分自身の健康づくりと、地域の皆さまの健康づくりの推進役として、ぜひみなさん一緒に活動していきましょう!



中村会長(南区)

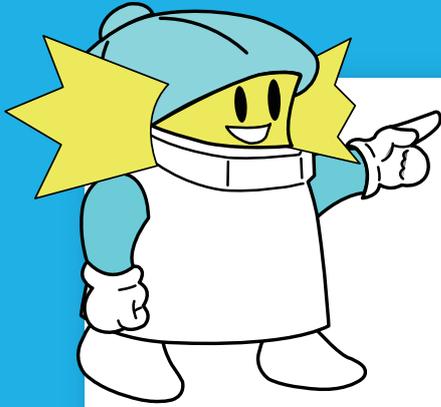


大野会長(都筑区)

保健活動推進員の魅力は、地域の皆さんと触れ合うことができることです。そして、活動を通して、皆さんの健康のお手伝いができる**自負**があります。

皆さんの役に立っているという気持ちが自分の健康にもつながっています。皆さんが元気になって、自分も元気になる!という**健康づくりの素晴らしい循環**を感じています。

「明るい選挙推進員」 とは…



横浜市選挙管理委員会キャラクター
「イコット Jr.」

横浜市・区明るい選挙推進協議会

民主主義の 健全な発展を目的に



選挙違反のない
きれいな選挙を
行うこと



有権者がこぞって
投票に参加すること



有権者が普段から政治・
選挙への関心を持ち、
政党や候補者を
見る目を養うこと

をめざして活動している民間ボランティアです。

- 横浜市内では約 2,000 名以上の推進員が活動しています。



活動の様子はウラ面をご覧ください



港北区明るい選挙推進協議会

★明るい選挙推進協議会とは？

不正のないきれいな選挙の実現と、民主主義の基本となる有権者の積極的な投票参加を目指して活動している団体です。（略して「明推協」とも呼びます）

★選挙では忘れずに投票を！

投票は一人ひとりが直接、政治参加できる貴重な機会です。納税額や男女の区別なく一票が行使できる選挙が実現（昭和20年）するまでには、大正デモクラシーなどの普通選挙獲得への長い歴史がありました。この一票をぜひ大切に、必ず投票に行きましょう。

★明推協のメンバーは？

各自治会・町内会から推薦された方が推進員となって、活動しています。

★明推協はこんな活動をしています

選挙時には、駅前や商店街などで投票の呼びかけを行うことや、不在者投票施設及び期日前投票所の立会人として活動しています。

★選挙のない時も、次のような活動を行っています

- 1 区民まつりに出展
まつり会場にブース出店を行い、キャラクター人気投票等を通して啓発活動を行います。
- 2 推進研修会
明るい選挙推進運動への意識の高揚及び政治・選挙に関する自身の知見を深めることを目的に、推進委員及び推進員の皆さまに研修を行っています。
- 3 せんきょフォーラム・投票器材貸出し
区内の小・中学校、高等学校において、投票の大切さを伝える出前授業を行ったり、生徒会選挙の際に、投票器材を貸し出しています。



ふるさと港北ふれあいまつりの様子
(横浜アリーナにて)



街頭啓発の様子
(妙蓮寺駅にて)

連絡先

港北区明るい選挙推進協議会事務局

TEL : 540-2213~2215

Web : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kusei/shikai-senkyo/kyougikai.html>



令和7年度家庭防災員「地区連絡員」及び「連絡員」の推薦について（ご案内）

平素から、地域防災にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和7年度以降も消防署と家庭防災員の連絡体制を密にするため、連合町内会から「地区連絡員」及び自治会町内会から「連絡員」の推薦（いずれも任意）をいただくこととしています。

つきましては、推薦についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 依頼事項

【地区連長】各連合町内会から地区連絡員の推薦（任意）をお願いします。

【単位会長】各自治会町内会から連絡員の推薦（任意）をお願いします。

2 報告方法

(1) 地区連絡員

推薦をいただける場合は、**令和7年3月28日（金）**までに下記の方法にて回答をお願いします。推薦が無い場合は不要です。

ア 別添1「地区連絡員推薦書」を記入しFAXにて送付

イ メール本文に必要事項を入力し送信

(2) 連絡員

推薦をいただける場合は、**令和7年3月28日（金）**までに下記の方法にて回答をお願いします。推薦が無い場合は不要です。

ア 別添2「連絡員推薦書」を記入しFAXにて送付

イ メール本文にて必要事項を入力し送信

3 その他

連絡員として推薦された家庭防災員の情報については、制度の円滑な運用を図るため、連合町内会長にお知らせいただきますようお願いいたします。

【担当】

港北消防署総務・予防課予防担当

電話・FAX 045-546-0119

メール：sy-kouhoku-yobou@city.yokohama.lg.jp

別添1

令和7年 月 日

港北消防署長

連 合 名 _____
会 長 名 _____
電 話 _____

地区連絡員推薦書

令和7年度家庭防災員地区連絡員(代表連絡員)として、次の方を推薦します。

フリガナ

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

【報告先】

港北消防署総務・予防課予防担当

電話・FAX 045-546-0119

メール：sy-kouhoku-yobou@city.yokohama.lg.jp

別添2

令和7年 月 日

港北消防署長

自治会・町内会名 _____
会 長 名 _____
電 話 _____

連絡員推薦書

令和7年度家庭防災員連絡員として、次の方を推薦します。

フリガナ

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

【報告先】

港北消防署総務・予防課予防担当

電話・FAX 045-546-0119

メール：sy-kouhoku-yobou@city.yokohama.lg.jp